

令和7年度第1回朝霞市環境審議会 次第

日 時 令和7年8月1日(金)

午前10時00分から

場 所 朝霞市役所 5階 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 朝霞の環境(令和6年度(環境推進課所管分))について

(2) その他

3 閉 会

朝霞市環境審議会委員名簿

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号委員	市議会の議員	ごん 純一	朝霞市議会議員
		宮林 智美	朝霞市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	松村 隆	一般社団法人 持続可能社会推進コンサルタント協会 参与 前芝浦工業大学システム理工学部 教授
		小島 真知子	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
第3号委員	事業者を代表する者	小林 敬太	本田技研工業（株）二輪・パワープロダクツ事業本部
		小野寺 健	（株）武蔵野種苗園 造園事業部 埼玉支店
第4号委員	市内の公共的団体を代表する者	大畑 宗浩	朝霞市商工会 理事
		小野 敬三	朝霞市自治会連合会所属 霞ヶ丘親睦会会長
第5号委員	公募による市民	本田 杏子	市民
		阿部 英美子	市民
第6号委員	市長が必要と認める者	松永 健司	あさか環境市民会議 会長
		平塚 知嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会 会長
		手塚 晋	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
		根上 敦全	朝霞警察署 生活安全課 課長代理
		湯尾 明	埼玉県朝霞保健所 所長

○朝霞市住み良い環境づくり基本条例

わたくしたちのまち朝霞は、水と緑に恵まれたかけがえのない豊かな自然環境と、歴史的、文化的環境を受け継ぎながらこれまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは、朝霞が今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展を遂げ、豊かで美しいまちとして将来を迎えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを認識し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承されるように推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 市は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の防止に関し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第14条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 朝霞市環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、朝霞市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全等に関する基本的事項

(委員)

第17条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市内の公共的団体を代表する者
- (5) 公募による市民
- (6) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第18条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

朝霞の環境

(令和 6 年度 年次報告書)



令和 6 年度 環 境 美 化 ポ ス タ ー 入 選 作 品
詳 しくは 5 7 ・ 5 8 ペ ー ジ 参 照

令 和 7 年 月

朝 霞 市

年次報告書「朝霞の環境」とは

朝霞市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、望ましい環境像『みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞』の実現を目標とする「第3次朝霞市環境基本計画」を令和4年3月に策定しました。そして、この望ましい環境像を実現するため、

【環境目標】

【個別目標】

望ましい
環境像

みんな
でつくる

水と
みどりが
豊かな

環境に
やさしい
まち

朝霞



自然と人との共生

生き物がすみやすく、豊かな
自然が身近に感じられるまち

1-1

生き物がすめる環境を大切にする

1-2

みどり豊かなまちをまもり育てる



快適な生活環境の確保

安心して快適に、
ずっと住み続けられるまち

2-1

きれいな空気をまもる

2-2

きれいな水と土をまもる

2-3

快適で住み良いまちをつくる



脱炭素・循環型社会 の推進

限りある資源を大切にし、
環境に負担をかけないまち

3-1

クリーンなエネルギーをつくる

3-2

省エネルギー・省資源をすすめる

3-3

地球に負荷の少ないまちをつくる

3-4

資源を大切に、繰り返し使う

3-5

気候の変化に備える



パートナーシップによる 環境活動の推進

みんなで環境を
学び、考え、取り組むまち

4-1

環境についてみんなで学ぶ

4-2

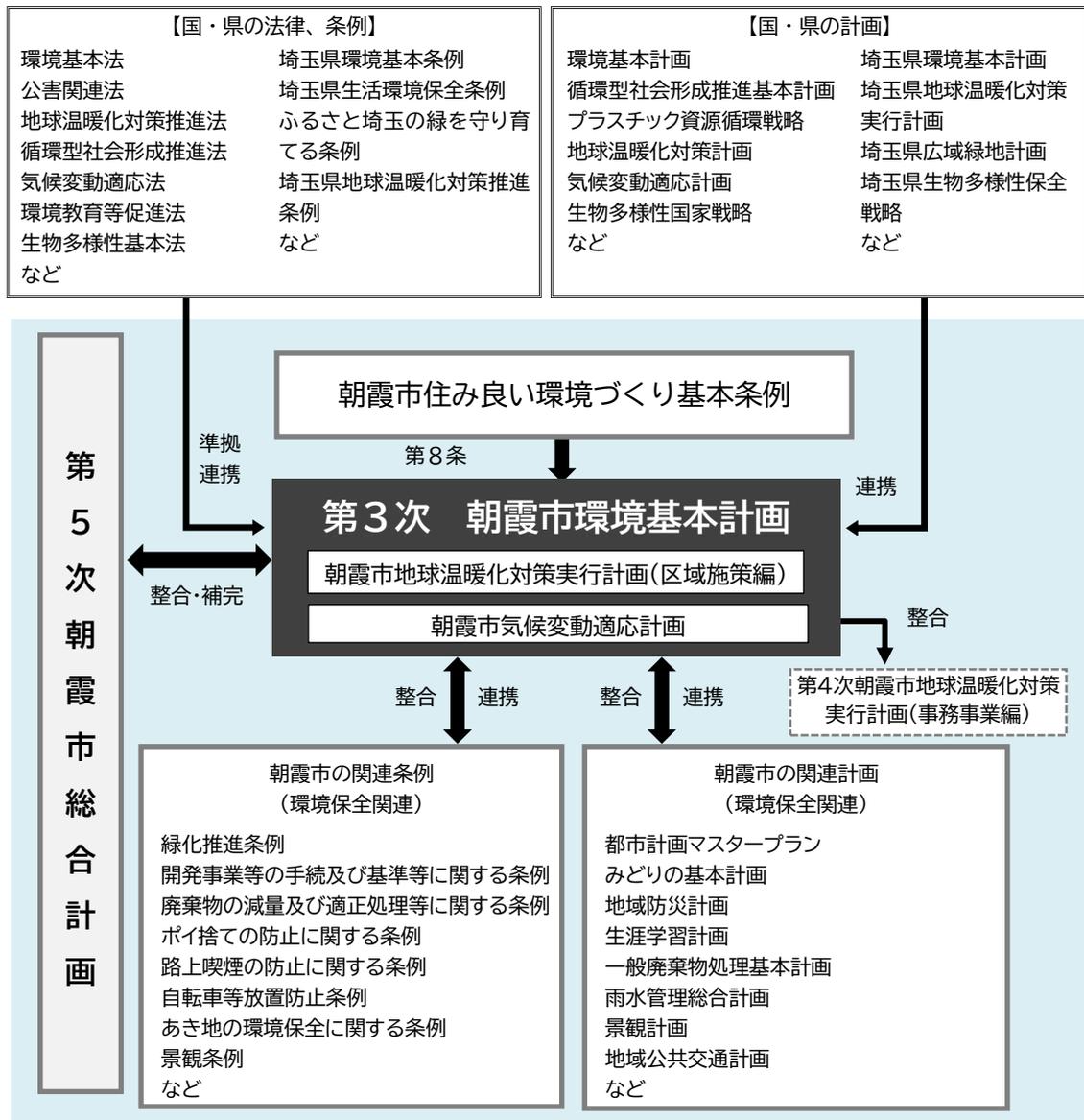
環境活動にみんなで参加し行動する

下記の4つの要素を基本として各環境目標を設定し、その目標の達成に向けた環境施策を展開しています。

この年次報告書「朝霞の環境」は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に基づき、その取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。

【実施施策】	【ページ】	【関連する SDGs 目標】
1-1-1 健全な水循環の形成	1	  
1-1-2 生物の生息・生育環境の保全	1	
1-1-3 生物多様性の確保	1	
1-2-1 緑地・樹林・樹木の保全	1	
1-2-2 農地の保全と活用	4	
1-2-3 都市の緑化	4	
1-2-4 緑豊かな景観の形成	4	
2-1-1 大気環境の保全	5	    
2-1-2 悪臭の防止	11	
2-2-1 河川の水質保全	12	
2-2-2 地下水汚染・土壌汚染の防止	16	
2-3-1 騒音・振動の防止	19	
2-3-2 日照障害、電波障害の防止	25	
2-3-3 環境美化の推進	25	
3-1-1 再生可能エネルギーの普及促進	39	      
3-1-2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	41	
3-2-1 環境に配慮した行動の推進	42	
3-2-2 水の有効利用	45	
3-3-1 環境に配慮した移動手段の推進	47	
3-3-2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備	48	
3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進	49	
3-4-2 資源化の推進	49	
3-4-3 廃棄物の適正処理の推進	49	
3-5-1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発	50	
3-5-2 気候変動への適応策の推進	50	
4-1-1 環境教育や環境学習の機会の提供	53	  
4-1-2 環境情報の発信と普及啓発	59	
4-2-1 市民団体の環境保全活動支援	61	
4-2-2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	63	

■朝霞市環境基本計画の位置付け



■環境基本計画（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第8条）

- 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

…「朝霞の環境」記載項目のうち環境推進課所管以外の他課所管分

第1章 環境施策の展開

1 自然と人との共生

1-1 生き物がすめる環境を大切にする



1	健全な水循環の形成	1
	(1) 湧水地の保全	1
	(2) 雨水の浸透対策の推進	1
2	生物の生息・生育環境の保全	1
	(1) 雑木林の維持・管理	1
	(2) 自然を活かした水辺づくり	1
3	生物多様性の確保	1
	(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	1
	(2) 外来生物の計画的な防除	1

1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1	緑地・樹林・樹木の保全	4
	(1) 市内に残る貴重な緑の保全	4
	(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用	4
	(3) 緑地の公有地化	4
	(4) 公園・緑地の確保	4
2	農地の保全と活用	4
	(1) 環境保全型農業の推進	4
	(2) 市民農園や農業体験の充実	4
	(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定	4
	(4) 市街化調整区域の農地の保全	4
3	都市の緑化	4
	(1) 公共施設の緑化	4
	(2) 住宅地・民間施設の緑化	4
4	緑豊かな景観の形成	4
	(1) 親水空間の保全と創出(水とのふれあい)	4
	(2) うるおいのある景観づくり	4
	(3) 史跡・文化財等の保全と活用	4

2 快適な生活環境の確保

2-1 きれいな空気をまもる



1	大気環境の保全	5
	(1) 大気環境の監視、改善	5
	(2) 放射性物質の監視	10
2	悪臭の防止	11
	(1) 悪臭の防止	11

2-2 きれいな水と土をまもる

1	河川の水質保全	12
	(1) 河川の水質の監視	12
	(2) 生活排水処理施設整備の推進	16
	(3) 工場・事業場の排水の監視・指導	16
2	地下水汚染・土壌汚染の防止	16
	(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止	16

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1	騒音・振動の防止	19
	(1) 自動車等の騒音・振動の監視	19
	(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導	23
2	日照障害、電波障害の防止	25
	(1) 日照障害、電波障害の防止	25
3	環境美化の推進	25
	(1) 散乱ごみ・不法投棄対策	25
	(2) 路上喫煙の防止	28
	(3) ペットマナーの向上	29
	(4) 放置自転車対策	34
	(5) あき地・空き家の環境保全	34
	(6) 鳥獣・害虫被害の防止	35

3 脱炭素・循環型社会の推進

3-1 クリーンなエネルギーをつくる



1	再生可能エネルギーの普及促進	39
	(1) 住宅用太陽光発電等設置の普及促進	39
2	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	41
	(1) 公共施設の太陽光発電等の導入	41

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1	環境に配慮した行動の推進	42
	(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進	42
	(2) 地球温暖化対策実行計画の推進	43
2	水の有効利用	45
	(1) 節水の啓発	45
	(2) 雨水の利用	45

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1	環境に配慮した移動手段の推進	47
	(1) 歩道、自転車利用環境等の充実	47
	(2) 次世代自動車の普及促進	47
2	コンパクトで利便性の高い生活環境整備	48
	(1) 広域交通ネットワーク形成	48
	(2) 公共交通機関の利用環境の充実	48

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1	廃棄物の排出抑制の推進	49
	(1) 3Rの推進	49
	(2) 生ごみの減量化	49
	(3) 食品ロス削減	49
	(4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実	49
	(5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導	49
2	資源化の推進	49
	(1) 地域リサイクル団体活動の推進	49
	(2) 廃棄物の資源化の促進	49
3	廃棄物の適正処理の推進	49
	(1) 適正処理の推進	49

3-5 気候の変化に備える

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 気候変動に関する影響の把握と普及啓発 | 50 |
| | (1) 気候変動に関する影響の把握 | 50 |
| | (2) 適応策に関する普及啓発 | 50 |
| 2 | 気候変動への適応策の推進 | 50 |
| | (1) 農業分野 | 50 |
| | (2) 水環境・水資源分野 | 50 |
| | (3) 自然生態系分野 | 50 |
| | (4) 自然災害分野 | 51 |
| | (5) 健康分野 | 52 |
| | (6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等） | 52 |

4 パートナーシップによる環境活動の推進

4-1 環境についてみんなで学ぶ



- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 環境教育や環境学習の機会の提供 | 53 |
| | (1) 環境教育や環境学習の機会の提供 | 53 |
| 2 | 環境情報の発信と普及啓発 | 59 |
| | (1) 環境情報の収集と発信 | 59 |

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 市民団体の環境保全活動支援 | 61 |
| | (1) 市民団体の環境保全活動支援 | 61 |
| 2 | 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 63 |
| | (1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 63 |
| | (2) グランドワーク活動 | 63 |

第2章 資料編

第3章 用語解説

- | | | |
|---|------|----|
| 1 | 用語解説 | 64 |
|---|------|----|

本文中に*印のある用語の解説を、50音順に掲載しています。

QRコード一覧

※読み取ると、各ホームページに接続できます。

創エネ・省エネ設備設置費補助金	P 3 9	(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター	P 4 9
			
こどもエコクラブ	P 5 3	あさか環境市民会議	P 5 5
		<p>○市民会議ホームページ</p> 	
あさか環境かるた	P 5 4	<p>○市ホームページ</p> 	
読み札	絵札		解説
			

第1章

環境施策の展開



生き物がすみやすく、豊かな自然が身近に感じられるまち

1-1 生き物がすめる環境を大切にす

1 健全な水循環の形成

(1) 湧水地の保全

湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源であるとともに、やすらぎの場として親しまれてきました。こうした湧水の保全のためには、十分な地下水が確保されなくてはなりません。このため、市では、雨水を地下に浸透させる設備や透水性舗装の整備を進めるなど、地下水を増やす取り組みを行うとともに、指定文化財等の公有地内の湧水地については、除草・清掃を行いながら保全しています。

令和6年度は、湧水地の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、1地点の湧水における代表的な物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについて調査しました。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

【調査結果（採水場所：わくわく田島緑地 採水日：令和6年12月10日）】

物質名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	1	0
テトラクロロエチレン	1	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0

(2) 雨水の浸透対策の推進

2 生物の生息・生育環境の保全

(1) 雑木林の維持・管理

(2) 自然を活かした水辺づくり

3 生物多様性の確保

(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

(2) 外来生物の計画的な防除

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたもののことをいいます。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かすおそれのあるものを侵略的外来生物といい、その中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして国が法律に基づき指定した生物を特定外来生物といい、駆除の対象としています。現在、162種類の動植物が指定されています。

※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりして危険があるものがあります。(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

市内でも特定外来生物であるアライグマの被害が増えています。アライグマは、可愛い姿で人気が出てペットとして飼われていましたが、逃げ出したり捨てられたりして野生化し、増えたもので、元来日本にはいなかった外来(北米や中南米原産)の動物です。

市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲を実施しております。

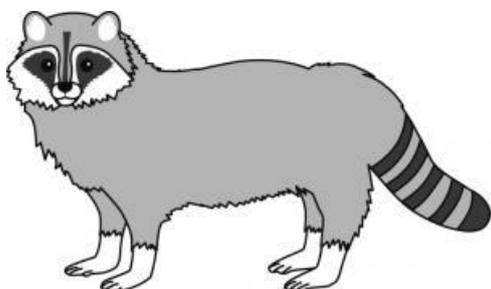
アライグマ捕獲数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
捕獲数	112	88	76

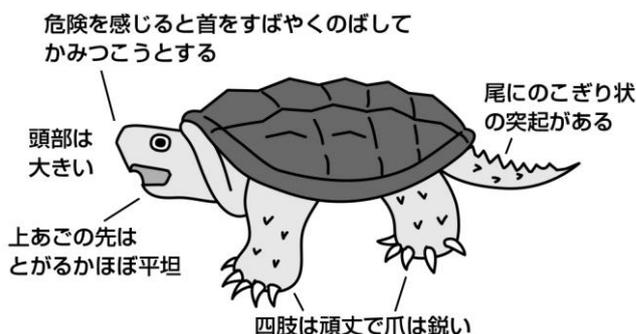
《埼玉県内にいる代表的な特定外来生物》

アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。



カミツキガメ



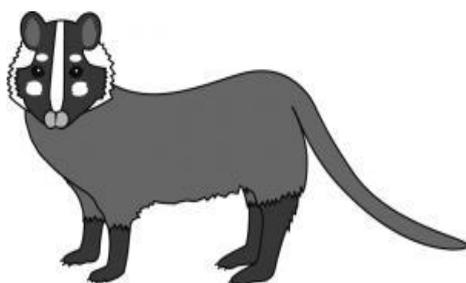
むやみに近づかないで!

《アライグマと間違いやすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

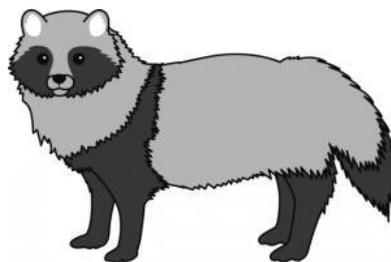
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いやすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がない。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



被害にあわないために注意すること

特定外来生物に限らず、野生生物により生活環境への被害が出る場合があります。被害を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

・エサを与えない

故意のエサやりは、人馴れにもつながり個体数が増えてフン害も広がるためやめましょう。また、生ごみの出し方が悪いとエサ場になることもあるため、生ごみは収集日の朝に出す（前日などに出さない）などごみ出しのルールをきちんと守るとともに、生ごみは見えないように新聞紙などに包んで捨てるなどの配慮もお願いします。

木に成る果実も放置せず収穫する、畑などの農作物も間引いたものは放置せずに片づけましょう。

・家屋の点検をする

床下や戸袋、屋根裏など、侵入できる穴があると住み着いてしまい、騒音やフン尿などによる被害になることもあります。風通しなど本来の機能を保ちながらも、金網などで物理的に塞ぐなどの対策が有効です。

・近づかない

むやみに近づいたりしないようにしましょう。万一、噛まれたりすると感染症などの危険性があります。

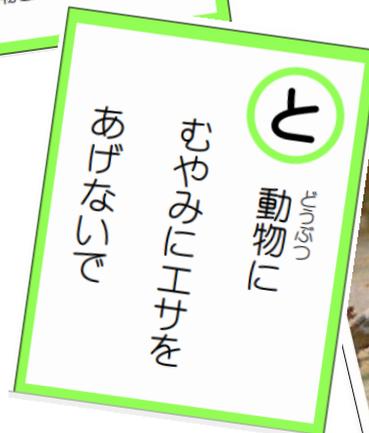
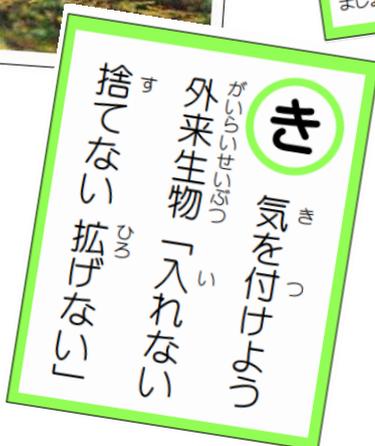
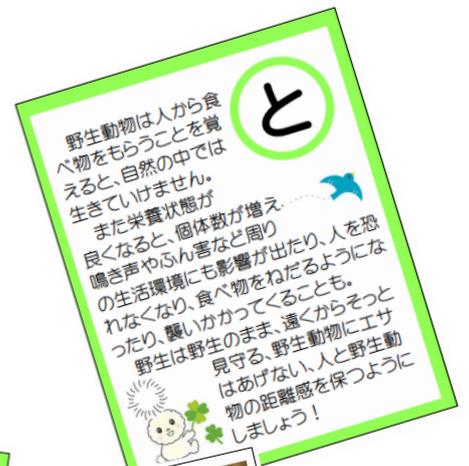
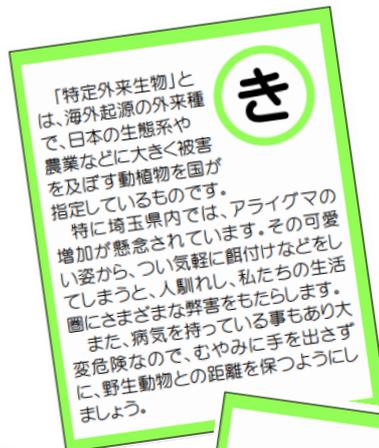
・拡げない

動物の遺棄は犯罪です。

ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から流通などの経路により、セアカゴケグモなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または西部環境管理事務所（電話：049-244-1250）にご連絡ください。



1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1 緑地・樹林・樹木の保全

- (1) 市内に残る貴重な緑の保全
- (2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用
- (3) 緑地の公有地化
- (4) 公園・緑地の確保

2 農地の保全と活用

- (1) 環境保全型農業の推進
- (2) 市民農園や農業体験の充実
- (3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定
- (4) 市街化調整区域の農地の保全

3 都市の緑化

- (1) 公共施設の緑化
- (2) 住宅地・民間施設の緑化

4 緑豊かな景観の形成

- (1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）
- (2) うるおいのある景観づくり
- (3) 史跡・文化財等の保全と活用



2-1 きれいな空気をまもる

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の監視、改善

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバジ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。
※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。
※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。
※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、「埼玉県生活環境保全条例」により、野外焼却等が原則禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
大 気 調 査	①二酸化窒素調査	・市内61地点	・年2回 (7月・1月) 1回72時間測定	・二酸化窒素	・基準値に適合
	②大気粉じん調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回24時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
			・年2回 (7月・1月) 1回4時間測定	・アスベスト	基準値に適合
	③公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・浜崎学校給食センター ・朝光苑 計4施設	・年1回 (施設ごと) 1回4時間測定 (敷地境界線上4方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
④ダイオキシン類調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回168時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合	

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定局が設置されています。
※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、拘禁刑や罰金が科せられます。

《野外焼却は、なぜいけないの？》

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和6年度	12
令和5年度	6
令和4年度	9

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稲藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

アイドリング・ストップのすすめ！

皆さんは、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心がけましょう！

【アイドリング・ストップの指導件数】

年度	件数
令和6年度	1
令和5年度	2
令和4年度	2



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線や市ホームページ等により注意を呼びかけています。

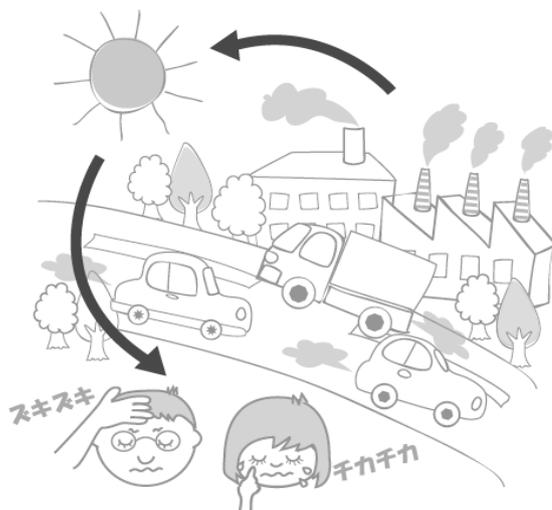
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんは、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることを心がけてください。また、乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

年度 \ 種類	予報	注意報	警報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和6年度	16	11	0	0	0 (0)
令和5年度	6	6	0	0	0 (0)
令和4年度	9	5	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数を再掲したもの

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）*

埼玉県では、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回、PM2.5の常時監視測定を行い、濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和6年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車*の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、そうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んできています。

⑨ 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っております。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典 型 7公害	(内訳) 典 型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和6年度	68	0	4	1	1	0	1	1	0	0
令和5年度	39	0	7	2	0	0	2	2	0	1
令和4年度	59	0	9	1	3	0	5	0	0	0

《その他》の主な項目…廃棄物投棄、光害、土砂の流出等

⑩ 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

種別 \ 区分	公害防止統括者	公害防止統括者の代理者	公害防止管理者	公害防止管理者の代理者
大気関係	20	19	7	3
粉じん関係			7	7
水質関係			11	8
騒音関係			6	3
振動関係			8	4
計	20	19	39	25

(令和6年度)

公害防止監督者等の選任状況

種別 \ 区分	公害防止監督者	公害防止監督者の代理者	公害防止主任者	公害防止主任者の代理者
大気関係	60	58	11	10
水質関係			2	2
騒音振動関係			56	44
計	60	58	69	56

(令和6年度)

(2) 放射性物質の監視

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和6年度は延べ14件の貸し出しを行いました。そのほか、水道水、クリーンセンターの焼却灰についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録（令和6年度実績）】

（単位：毎時マイクロシーベルト）

測定場所	最大値		最小値		平均値 (地上)
	測定値	測定日 測定場所	測定値	測定日 測定場所	測定値
市役所 正面玄関 週1回	0.071	R6.5.1 地上1m	0.047	R7.3.12 地上1m	0.061
保育園等（4園） 園庭 年2回	0.062	R6.5.30 地表	0.037	R6.5.30 地上50cm	0.047
学校（小・中学校15校） 校庭 年1回	0.091	R6.11.27 地表	0.033	R6.11.7 地表	0.052
公園・児童遊園地（10箇所） 敷地内 年2回	0.083	R6.6.19 地表	0.042	R6.12.27 地上50cm	0.060

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤、または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係
048-463-1512



2 悪臭の防止

(1) 悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和47年5月31日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和6年度	0
令和5年度	1
令和4年度	0

2-2 きれいな水と土をまもる

1 河川の水質保全

(1) 河川の水質の監視

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される污水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていました。近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共水域の水質汚濁に係る環境基準*に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

② 小排水路調査

小排水路の水質に環境基準は適用されませんが、河川本流に与える影響を捉えるために市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べきれるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとぎ汁は、捨てないで植木や草花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数が増えることから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水13地点、湧水1地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内3河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内3河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

(調査結果については次ページ参照)

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水 質 調 査	①河川調査	新河岸川 : 新宮戸橋付近 (C類型) 内間木橋付近 黒目川 : 大橋付近 (C類型) 東林橋付近 越戸川 : 越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回 (6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年2回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川:新盛橋付近 黒目川:笹橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(12月)
⑤ユスリカ調査	新河岸川:田子山樋管流入付近 黒目川:新座大橋下流朝霞第一 雨水幹線付近 越戸川:東京メトロ口和光車輛基地 の暗渠開口部付近	年1回(12月)	
⑥魚類調査	新河岸川:内間木橋付近 黒目川:東林橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(7月)	

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量	水素イオン濃度（pH）について、1箇所不適合があった。 ・東林橋付近（8.7） ※環境基準6.5以上8.5以下
健康項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
要監視項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ ふん便性大腸菌群数）※黒目川	水質B（1回）、水質C（1回）、不適（2回） ※判定基準の区分：適（水質A・A）、可（水質B・C）、不適 ※環境基準はないため、「水浴場水質判定基準」を参考とした。
生活環境項目、流量	流入先河川の環境基準を適用した場合に、次の5項目が不適合であった。 （1）水素イオン濃度（pH）（2）生物化学的酸素要求量（BOD） （3）溶存酸素量（D0）（4）全亜鉛 （5）直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS） ※小排水路に環境基準はなく、流入先の河川の基準値を準用した。 ※継続して調査を実施する。 ※詳細は資料編 ページに掲載
底生生物・付着藻類	水質状況は次のとおりの結果となった。 ①新河岸川（新盛橋付近）：ややきれいな水～きたない水 ②黒目川（笹橋付近）：ややきれいな水 ③越戸川（東和橋付近）：ややきれいな水 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（全国水生生物調査の水質階級：4階級）
1,1,1-トリクロロエタン、トリ クロロエチレン、テトラクロロ エチレン等	すべて基準に適合していた。
ユスリカ幼虫数	新河岸川（10個体）、黒目川（10個体）、越戸川（0個体）
魚類等出現種	市内3河川において、魚類25種、甲殻類4種、両生類1種、 は虫類2種が確認された。 （うち外来種：魚類1種、甲殻類1種、両生類1種、は虫類1種）

※詳細については、資料編の ページに掲載しています。

(2) 生活排水処理施設整備の推進

① 下水道の整備

② 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、「広報あさか」及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性と併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和6年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は10件でした。

【届出件数の内訳】

	使用開始届	廃止届	その他
令和6年度	2	2	6
令和5年度	7	0	5
令和4年度	20	5	10

(3) 工場・事業場の排水水の監視・指導

① 水質汚濁防止法特定事業場立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るため、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

2 地下水汚染・土壌汚染の防止

(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和6年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和6年12月10日）】

物質名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	0
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 水質汚濁防止法特定事業場排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な汚水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業場排水分析調査結果】（令和6年度）

事業場数	適合数	不適合数
—	—	—

③ 土壌汚染の防止

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壌汚染に対して、県とともに土壌汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

④ 地盤沈下対策

地盤沈下は、私たちの生活の基盤である大地が継続的に沈下していく現象で、主に地下水を過剰に汲み上げることによって発生します。地盤沈下は他の公害問題と異なり、人の健康等に直接影響を及ぼすものではありませんが、建築物・工作物や地下埋設物の物的被害を生じさせます。このため、新たな地盤沈下を防止するために、「工業用水法」及び「埼玉県生活環境保全条例」などで既存の深井戸の使用を制限したり、新たな井戸の設置に厳しい規制をかけたりしています。

【地盤標高の経年変動】

基標番号	所在地		調査開始年月	各年別変動量 (mm)				
	町(字)名	目標		令和2.1.1	令和3.1.1	令和4.1.1	令和5.1.1	令和6.1.1
				～令和3.1.1	～令和4.1.1	～令和5.1.1	～令和7.1.1	
仮 2019-02	岡地先	陸上自衛隊朝霞駐屯地脇歩道上	R2.1	+0.2	+1.3	+0.7	+0.3	

※「水準測量成果表(埼玉県)」より

※令和6年度のデータはまだ公表されていません。

【朝霞市の地下水揚水量の経年変化】

(単位: m³/日)

年度	工業用	建築物用	水道用	合計
令和6年度				
令和5年度	1,802.6	163.0	10,223.9	12,189.5
令和4年度	1,674.6	290.3	11,097.2	13,062.1

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

※令和6年度のデータはまだ公表されていません。

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1 騒音・振動の防止

(1) 自動車等の騒音・振動の監視

① 自動車騒音・振動の監視

騒音規制法第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。

令和6年度は、2路線3区間について調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	<p>【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価</p> <p>【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住居戸数割合</p>
調査地点	<p>【調査路線及び調査地点】</p> <p>A 一般国道254号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間（面的）：県道朝霞蕨線（幸町3丁目15番付近）～朝霞市・新座市境（膝折町2丁目11番付近）間 ・調査地点（点的）：膝折町2丁目12番付近 <p>B 区間（面的）：和光市・朝霞市境（大字台228番付近）～県道朝霞蕨線（大字上内間木427番付近）間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点（点的）：大字下内間木1449番付近 <p>C 県道朝霞蕨線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間（面的）：一般国道254号（大字上内間木427番付近）～朝霞市・志木市境（大字上内間木650番付近）間 ・調査地点（点的）：大字上内間木11番付近
調査結果	<p>【点的評価】</p> <p>A 膝折町2丁目12番付近（昼間：70dB、夜間：70dB）</p> <p>B 大字下内間木1449番付近（昼間：66dB、夜間：63dB）</p> <p>C 大字上内間木11番付近（昼間：70dB、夜間：68dB）</p> <p>（参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時 環境基準：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 要請限度：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下</p>

【面的評価】

○一般国道254号

A 県道朝霞蕨線（幸町3丁目15番付近）～朝霞市・新座市境（膝折町2丁目11番付近）間
基準達成戸数割合 94.1%（175戸／186戸）

B 和光市・朝霞市境（大字台228番付近）～県道朝霞蕨線（大字上内間木427番付近）間
基準達成戸数割合 97.7%（42戸／43戸）

○県道朝霞蕨線

C 一般国道254号（大字上内間木427番付近）～朝霞市・志木市境（大字上内間木650番付近）間
基準達成戸数割合 90%（72戸／80戸）

② 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和6年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	<p>【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価</p> <p>【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価</p>
調査地点	<p>A 県営朝霞幸町団地前付近（幸町3丁目7番付近） B 三原2丁目交差点付近（三原2丁目22番付近） C 朝霞宮戸郵便局付近（宮戸2丁目1番付近） D みずほ銀行朝霞支店付近（本町2丁目4番付近）</p>
調査結果	<p>【騒音調査】</p> <p>A 県営朝霞幸町団地前付近：昼66dB、夜62dB 環境基準：不適合（昼及び夜） B 三原2丁目交差点付近：昼64dB、夜59dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 朝霞宮戸郵便局付近：昼69dB、夜65dB 環境基準：不適合（昼及び夜） D みずほ銀行朝霞支店付近：昼60dB、夜55dB 環境基準：適合（昼及び夜）</p> <p>（参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時 環境基準（A・D）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （B・C）：昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 要請限度（A・D）：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下 （B・C）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下</p> <p>【振動調査】</p> <p>A 県営朝霞幸町団地前付近：昼47dB、夜42dB B 三原2丁目交差点付近：昼44dB、夜37dB C 朝霞宮戸郵便局付近：昼51dB、夜43dB D みずほ銀行朝霞支店付近：昼43dB、夜36dB</p> <p>（参考） 評価方法：時間率振動レベル 昼間：8時～19時 夜間：19時～8時 環境基準：なし 要請限度：（A・B・C）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （D）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下</p>

③ 鉄道の騒音・振動の監視

市では、平成4年度から、JR武蔵野線沿線13市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から12.5mの地点で騒音・振動測定を実施しています。測定結果及び隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通じ日本貨物鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株)に改善要望書の提出を行いました。武蔵野線については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の対象ではないが、周辺住民への騒音・振動を軽減するために、新型車輛の導入、車輛の改良、ロングレール化、日常の枕木等のメンテナンスなどの対応を引き続き継続していく考えである、との回答でした。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル（dB）

区分 年度	12.5m地点						
	測定日	客 車		貨 車		等価騒音レベル	
		上り	下り	上り	下り	昼間	夜間 (推定値)
令和6年度	5月25日	74.6	75.9	72.3	66.9	50.9	48.2
令和5年度	5月20日	80.4	81.8	78.9	78.2	57.0	55.1
令和4年度	6月18日	84.7	82.4	84.7	83.8	60.2	58.6

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大第174号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は60dB以下、夜間は55dB以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル（dB）

区分 年度	12.5m地点				
	測定日	客 車		貨 車	
		上り	下り	上り	下り
令和6年度	5月25日	46.4	38.1	46.4	32.8
令和5年度	5月20日	54.1	51.8	51.3	54.9
令和4年度	6月18日	55.2	51.6	58.1	56.1

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特32号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70dBを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

④ 家庭用機器や音響機器などの近隣騒音

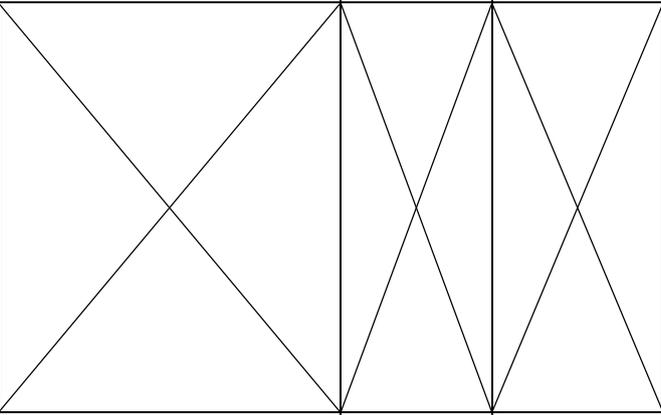
家庭用機器や音響機器などの近隣騒音などの生活騒音については、法的規制がありませんが、近年、生活騒音の問題が深刻化しています。市では、ホームページで、家庭用機器や音響機器を含む生活騒音について注意喚起を行っています。また、市民や事業者向けに騒音に配慮した家庭用燃料電池（エネファーム）の設置についての周知も行っていきます。

(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況】

(令和6年度)

騒音規制法による特定施設の設置状況				振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分		特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	89	368	金属加工機械	液圧プレス	84	543
	製管機械				機械プレス		
	バンディングマシン				せん断機		
	液圧プレス				鍛造機		
	機械プレス				ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機			—			
	鍛造機			圧縮機	49	425	
	ワイヤーフォーミングマシン			土石用 鉱物用	7	19	破碎機
	ブラスト						摩砕機
	タンブラー						ふるい 分級機
切断機							
空気圧縮機等	空気圧縮機	87	1,033	織機		0	1
	送風機						
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	コンクリート	コンクリートブロックマシン	1	2
	摩砕機			コンクリート管・柱製造機械			
	ふるい			木材加工	ドラムバーカー	2	4
	分級機			チッパー			
印刷機械				31	130		
織機		0	0	ゴム練用・合成樹脂ロール機		0	0
プラント	コンクリートプラント	9	13	合成樹脂用射出成形機		22	211
	アスファルトプラント			鋳造型機		1	5
穀物用製粉機		0	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			
木材加工機械	ドラムバーカー	7	24				
	チッパー						
	碎木機						
	帯のこ盤						
	丸のこ盤						
かな盤							
抄紙機		1	1				
印刷機械		47	171				
合成樹脂用射出成形機		25	137				
鋳造型機		1	5				
計		270	1,768	計		197	1,340

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。
問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



【埼玉県生活環境保全条例による

指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】

(令和6年度)

施設の種類		指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15	63
	合成樹脂用粉砕機	2	3
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	1	5
	冷却塔	15	74
計	34	146	
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5	X
	ハンドグラインダー使用	16	
	電気のこぎり・電気かんな使用	3	
	計	24	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレイティングコンベア	0	0
	計	0	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】

(令和6年度)

種類	区分	騒音	種類	区分	振動
くい打機		1	くい打機		1
びょう打機		0	鋼球		0
さく岩機		35	舗装版破砕機		0
空気圧縮機		11	ブレーカー		22
プラント		0	X	X	X
バックホウ		0			
トラクターショベル		0			
ブルドーザー		0			
計		47	計		23

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】

(令和6年度)

種類	区分	騒音	振動
設置届出		3	0
使用届出		0	0
数変更届出		1	0
防止の方法変更届出		0	0
氏名等の変更届出		4	3
使用全廃届出		0	0
承継届出		0	0
計		8	3

2 日照障害、電波障害の防止

(1) 日照障害、電波障害の防止

① 日照障害の防止

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定もありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとする者に対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】

(令和6年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件数	0	0	1	1	0	1	1
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件数	0	1	2	0	0	0	0
地区名	泉水	宮戸	朝志ヶ丘	大字他	合計 10 件		
件数	0	0	2	1			

3 環境美化の推進

(1) 散乱ごみ・不法投棄対策

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動】

(令和6年度)

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化 パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て 防止キャンペーン	11月20日(水) 第1回 1月23(木) 第2回	北朝霞駅及び朝霞駅周辺	ポイ捨て防止・路上喫煙禁止啓発物資の配布を行った。

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象／市内に在住している方

【環境美化推進員数】

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加

年 度	人 数
令和6年度	8人
令和5年度	10人
令和4年度	9人



② 不法投棄対策

○ 有害廃棄物不法投棄及び市内不法投棄物の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールの実施、近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

また、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、「広報あさか」等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。

令和6年度の不法投棄物の通報は352件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては、業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和6年度	99	5	22	1	17	3	3
令和5年度	97	2	27	0	17	28	8
令和4年度	143	0	35	1	19	15	10

○ 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場のようになってしまふことがあります。

そのため、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和6年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

○ きれいなまちづくり運動

市では、快適な環境づくりを推進するため、町内会・自治会の協力を得て、春と秋の年2回、きれいなまちづくり運動を実施しています。この運動は、それぞれの地域で道路や河川敷に捨てられているごみを拾う環境美化活動であるとともに、自分たちのまちの環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

【きれいなまちづくり運動実施状況】

年度	実施日	ごみ収集量（単位：トン）				参加団体数
		可燃ごみ	不燃ごみ	汚泥	合計	
令和6年度	春（5月26日）	13.22	3.01	4.91	21.14	85団体
	秋（10月29日）	11.00	2.72	4.11	17.83	86団体
	合計	24.22	5.73	9.02	38.97	
令和5年度	春（5月28日）	12.59	4.24	4.94	21.77	84団体
	秋（10月29日）	10.13	2.32	3.37	15.82	83団体
	合計	22.72	6.56	8.31	37.59	
令和4年度	春（5月29日）	12.68	4.15	7.60	24.43	86団体
	秋（10月30日）	11.60	4.04	4.13	19.77	79団体
	合計	24.28	8.19	11.73	44.20	



(2) 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績】 (令和6年度)

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近		109	70	39
朝霞台・北朝霞駅付近		726	480	246
合計		835	550	285
年間パトロール日数		48日		



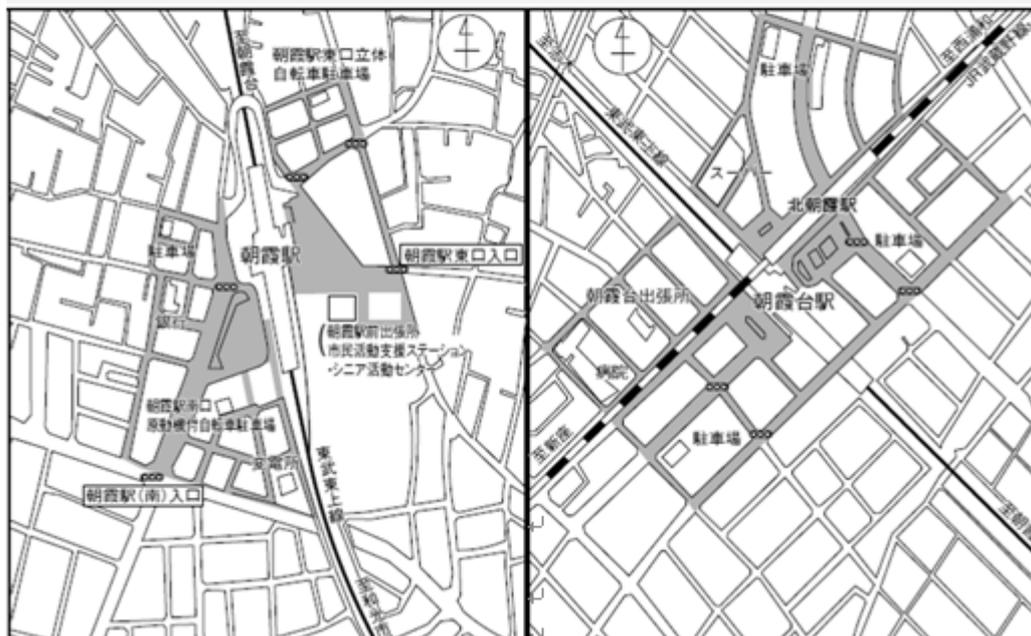
このマークのあるところは、路上喫煙禁止です！！

路上喫煙禁止地区

●色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。

朝霞駅周辺地区

北朝霞・朝霞台駅周辺地区



安全で快適なまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします！

(3) ペットマナーの向上

○ 犬を飼ったら・・届出義務とマナー

狂犬病予防法により、飼い犬は飼い主のいる自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した犬鑑札と注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和6年度	351	4,908	3,206	65.3%
令和5年度	362	4,845	3,031	62.6%
令和4年度	531	4,685	3,021	64.5%

犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられています。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。なお、市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



なお、犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

犬のフン害にお困りの方へ

イエローチョーク作戦

犬のフンに困っている人が道路上に放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み、発見した日時を書きこむことにより、迷惑していることを飼い主に知らせ、飼い主のマナーやモラルの向上を啓発します。既に実施している他自治体ではフンの放置が減少したという効果が出ています。朝霞市でも黄色いチョークを配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

フンや尿の放置は不衛生です。飼い犬のフン尿の始末は、飼い主のマナーです。飼い主の方は、イエローチョークでマークされることのないよう、正しくフンを持ち帰りましょう。

イエローチョーク作戦の方法

- 1 フンを丸で囲む。
- 2 発見した日時を書く。
- 3 **フンを片付けず**日時を変えて現場を確認する。
フンが残っている場合▶「**確認日時**」を書き足す。
フンが残っていない場合▶「**なし**」と書く。

※フンがない時も予防のために「パトロール中」と書くと効果的です！



◆注意事項◆

- ・許可なく私有地や他人の管理地に入り、書かないでください。
- ・道路上に書く場合は、交通事故には十分に気をつけてください。

朝霞市浜崎ドッグラン

飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上により、人と動物の共生社会を推進するため、ドッグランを設置しました。

【オープン】令和5年4月28日

【利用時間】午前8時00分から午後7時00分まで

※利用時間内であっても、日没後は利用不可

【休場日】・年末年始（12月29日から1月3日）

- ・イベント開催時
- ・その他、市長が認めたとき

【利用方法】・利用料：無料

- ・利用手続：利用登録制（登録申請は随時受付。登録証を発行）
- ・登録条件：市内在住者（登録者は18歳以上であること）
登録犬は、畜犬登録及び1年以内に狂犬病予防注射を接種し、
注射済票の交付を受けていること

【施設内容】・区割（面積）：小型犬エリア（230㎡）

中・大型犬エリア（430㎡）

共用部分（30㎡）

駐車場スペース（255㎡）

敷地面積計 945㎡

- ・設備：小型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ
中・大型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ・散水栓
共有部分：水道・物置
※犬の脱走防止のため、フェンスの高さ1.5m、二重扉としています。
駐車場：8台分
その他：利用ルール看板1基・掲示板1基を設置。



常駐の管理者は設置しておらず、定期的に職員が巡回しています。朝晩の施錠・開錠、清掃及び、ドッグラン内の芝生の養生等は業務を委託して実施しております。

令和6年度は、729頭が利用登録しました。（令和5年度は、1,324頭）



○ 猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ち良く過ごせる地域になるようお願いいたします。

猫に関する相談は、埼玉県動物指導センターにご連絡ください。

問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484

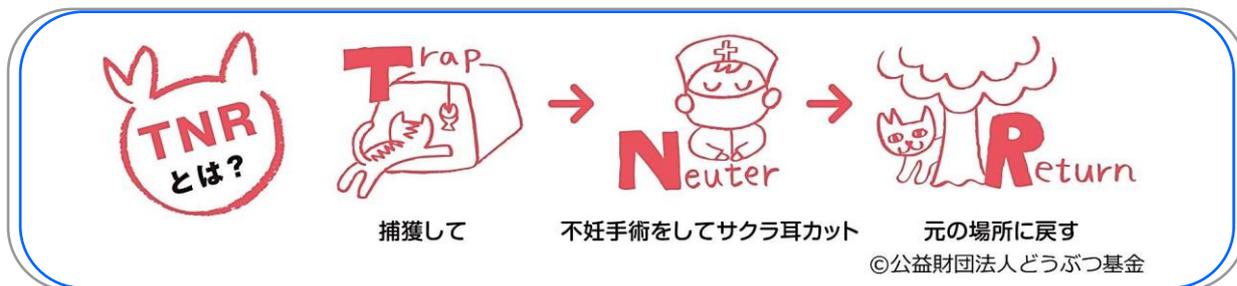


知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（TNR活動）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしく願いいたします。



不妊・去勢手術をすると、猫による被害を防止及び抑制し、地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ※ 自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ※ スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ※ 発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット(通称さくら耳)が
不妊・去勢手術済みの目印！



○ 動物愛護パネル展

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報による啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

また毎年、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施しており、令和5年度は9月20日から27日に、市内動物愛護団体にもご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR 活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

○協力市内動物愛護団体

「そらとゆめ」「もめんいと」

「動物との共生社会を目指す会V e s t .」

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/20～27

【朝霞市動物愛護パネル展】

開催日：令和5年9月20日（水）～27日（水）

場 所：中央公民館・コミュニティセンター 1階展示ギャラリー



△動物愛護パネル展の様子



△ペット防災の展示

【動物愛護週間イベント】

○「ねこのことをはなそう会」

開催日：令和6年9月20日（金） 午後5時～8時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：もめんいと

○「わんこの介護者サロン」

開催日：令和6年9月21日（土） 午後1時30分～3時30分

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：動物との共生社会を目指す会V e s t .

○「ノラ猫を取り巻く問題をみんなで考えるセミナー」

開催日：令和6年9月22日（日） 午後1時30分～4時30分

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：NPO 法人ねりまねこ

※朝霞市動物愛護パネル展開催に併せ、展示内容をX（旧ツイッター）し、各団体の取組や飼育マナーなどを広く周知しました。

(4) 放置自転車対策

- ① 放置自転車等の対策
- ② 自転車駐車場整備

(5) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されると、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則のため、市ではあき地に繁茂する雑草を除去する際の肩掛式刈払機を無料で貸出しています。なお、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。

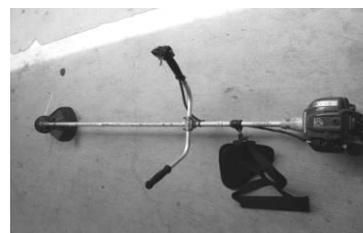
あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和6年度	27	35(0)
令和5年度	23	20(0)
令和4年度	20	20(0)

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出ししています。なお、台数に限りがありますので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和6年度	50
令和5年度	23
令和4年度	36

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(6) 鳥獣・害虫被害の防止

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや、駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カラス	ハト	ムクドリ	ヒゲ	ハクビシ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和6年度	11	18	4	3	7	41	7	37	67	195
令和5年度	13	22	5	1	12	43	20	31	66	213
令和4年度	7	22	5	3	14	46	13	47	77	192

※ その他は、蚊、ユスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

○ スズメバチの巣の駆除

市では、平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数（件）
令和6年度	23
令和5年度	37
令和4年度	28

巣を作るスズメバチ→
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツチバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和6年度	87	33	7	14	141
令和5年度	91	57	8	25	181
令和4年度	73	108	12	37	230

民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」（次ページ参照）を紹介することとしています。

ハチにご注意ください！

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を発見した場合は、近づきすぎたり、振動を与えたりして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。（※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。）

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策！》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。（殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。）

《ハチの相談窓口》

（公社）日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」
（電話：048-854-2890）で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。

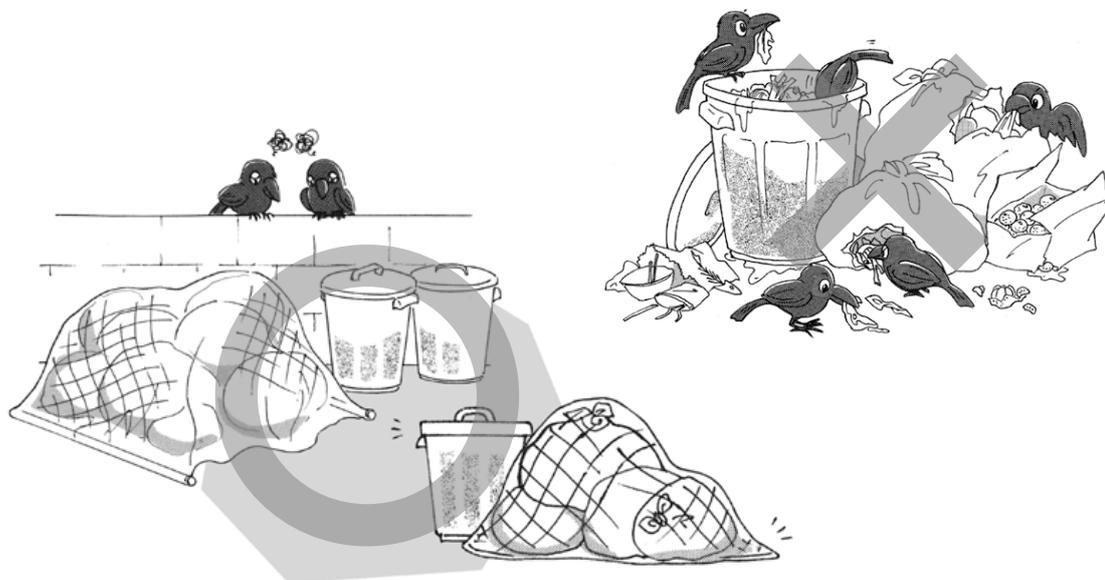
カラスの被害を防ぐために

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期は、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間を威嚇することがありますので、気をつけましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りやすくする対策》

①ごみの出し方に注意する。

- ・収集日当日の決められた時間内にごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫をする。
- ・クリーンネット（資源リサイクル課で貸出）で、ごみのはみ出さないようにする。



②食料を与えない

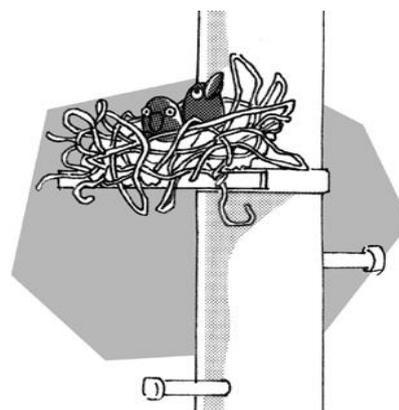
- ・庭やバルコニーに置くペットの餌を取られないように注意する。（すきを狙って、カラスが横取りします！）

③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない。（鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります。）

④巣を作る場所をなくす

- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせん定する。



《巣を発見した時の対策》

- ・カラスが警戒する行動を見せたら、巣やひなから離れましょう。
- ・やむを得ず通る場合は帽子や傘で頭を守りましょう。
- ・卵を産む前に取り払う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。



- ・なお、カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により、むやみに壊すことは禁止されています！！

○ 駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に数千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払いで対応しておりました。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、鷹匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。令和6年度は2回実施し、ムクドリの鳴き声や糞などの被害を軽減することができました。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ



年度	実施回数（実施日）
令和6年度	2回（7月10日、11月12日）
令和5年度	2回（7月18日、11月22日）
令和4年度	2回（7月11日・11月9日）



限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち

3-1 クリーンなエネルギーをつくる

1 再生可能エネルギーの普及促進

【創エネ・省エネ設備設置費補助】

市では、環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用および河川への流出抑制を図るため、省エネ・省エネ設備（太陽光発電システム・家庭用燃料電池・定置用リチウムイオン蓄電池・雨水貯留槽、*HEMS、*V2H）の設置費用の一部を補助しています。

※雨水貯留槽に関しては、 ページに掲載しています。

(1) 住宅用太陽光発電設備設置の推進

市では、平成13年度から「住宅用太陽光発電システム」の設置に対し設置費の一部を補助し、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー導入の促進を図っています。

補助制度開始当初から令和6年度までに計1,067件の補助を行いました。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和6年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	27件	2,536,000円	93.65kW
令和5年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,454,000円	90.44kW
令和4年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,354,000円	113.95kW

【発電量推計値によるCO2削減量】

年度	最大出力合計値 (kW)	年間発電量推計値 (kWh)	1年間のCO2削減量 (t-CO2)
令和6年度	93.65	112,380	48.44
令和5年度	90.44	108,528	49.60
令和4年度	113.95	136,740	62.49
平成13～ 令和6年度 までの累計	4,090.42	4,908,504	2,667.06

※樹齢50年の杉の木1本で、年間約14kg-CO2の二酸化炭素を吸収しています。

○ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進

市では、平成30年度から「家庭用燃料電池（エネファーム）」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和6年度	一律5万円	1件	50,000円	0.7 kW
令和5年度	一律5万円	0件	0円	0 kW
令和4年度	一律5万円	0件	0円	0 kW

○ 定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進

市では、平成30年度から「定置用リチウムイオン蓄電池」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

補助制度開始当初から令和6年度までに計189件の補助を行いました。

【定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大容量合計値
令和6年度	一律10万円	30件	3,000,000円	233.9 kWh
令和5年度	一律10万円	34件	3,400,000円	240.5 kWh
令和4年度	一律10万円	25件	2,526,000円	218.1 kWh

※令和4年度は、1件予算残額の範囲内で交付したため、補助金交付総額に端数が生じている。

○ HEMS設置の推進

市では、令和5年度から「HEMS」（ホームエネルギーマネジメントシステム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【HEMS設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和6年度	一律1万円	7件	70,000円
令和5年度	一律1万円	4件	40,000円

○ V2H設置の推進

市では、令和5年度から「V2H」（ビークル・トゥ・ホーム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【V2H設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和6年度	一律10万円	3件	300,000円
令和5年度	一律10万円	2件	200,000円

2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

(1) 公共施設の太陽光発電等の導入

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1 環境に配慮した行動の推進

(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進

① 省エネ・省資源行動の普及促進

市では、脱炭素社会の実現に向け、国が取り組んでいる「デコ活」や、埼玉県の「エコライフDAY&WEEK」の実施等を、広報あさかやSNSによる周知啓発で、市民、事業者の省エネ・省資源につながる環境配慮行動を促進します。

「デコ活」等の周知啓発を推進していきます。

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です



<p>クールビズ、ウォームビズを推進します。</p>	<p>「統一省エネルギーラベルの星の多い家電への買換え」や「LED照明への買換え」を促進します。</p>	<p>「移動」を「エコ」に。公共交通機関の利用、自転車の利用を促進します。エコドライブを推進します。</p>	<p>「地球」にやさしいエコカーの普及を促進します。</p>	<p>住宅の省エネ・脱炭素化推進のため、高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームの普及を促進します。</p>	<p>1着の服を長く着ること、古着や服を資源として再活用するなどの「サステナブルファッション」を推進します。</p>

(資料：環境省ホームページ)

また、市役所の取組みとして職員一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組むエコライフDAY&WEEKを夏、冬に実施し、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを行いました。この結果、令和6年度は、夏冬合わせて29.9t(エコライフDAY 6.7t、エコライフWEEK 23.2t)のCO₂を削減することができました。

年度	エコライフDAY&WEEKチェックシート回収率
令和6年度	91.5%
令和5年度	91.3%
令和4年度	94.1%

② 地域リサイクル活動の推進

③ 建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

① 朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

近年の地球温暖化対策としては、その進行を抑制することを目的として、温室効果ガス排出量を削減するための緩和策に取り組むことが重要であるとともに、世界各国で発生している気候変動が一因と考えられる異常気象を踏まえ、気候変動による被害の防止・軽減を図ることを目的とした適応策が求められています。

日本では、令和2年10月、地球温暖化対策における新しい長期目標となる「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。さらに、令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（平成25年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

本市においても市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 46%削減

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実績値】

年度	排出量 千 t-CO ₂	削減量 (基準年度比) 千 t-CO ₂	削減率 (基準年度比)
令和4年度	475.2	143.7	23.2%
平成25年度 【基準年度】	618.9	—	—

② 第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、市における温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取り組みを着実に実施していくため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では、市庁舎をはじめとする公共施設において、市の職員が直接実施する事務及び事業のすべてを対象に期間を定めて温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。第1次計画では、基準年度（平成12年度排出量）比で1.0%の増加、第2次計画では、基準年度（平成19年度排出量）比で1.09%の増加となりました。第3次計画では、平成25年度を基準として、平成27年度から令和3年度までの7年間で、温室効果ガス総排出量を計7%（年平均1%）削減することを目標としていました。

第4次計画では、平成25年度を基準として、令和4年度から令和12年度までの9年間で、温室効果ガス総排出量を計38%以上削減することを目標としています。なお、第4次計画からは、廃棄物の焼却処理等に伴って発生する非エネルギー起源のCO₂も対象となっています。

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 38%以上削減

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標値】

項目	平成25年度 排出量の実績値 【基準年度】 t-CO ₂	令和12年度 排出量の目標値 【目標年度】 t-CO ₂	令和12年度 削減目標値 t-CO ₂
温室効果ガス 【CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC】	16,879	8,271	8,608 (51%)
温室効果ガス 【非エネルギー起源CO ₂ 】	9,615	8,173	1,442 (15%)
合計	26,494	16,444	10,050 (38%)

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実績値】

年度	エネルギー起源		非エネルギー起源		計	
	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)
令和5年度	14,712	12.8	8,581	10.8	23,293	12.1
令和4年度	14,253	15.6	11,057	△15.0	25,310	4.5
平成25年度 【基準年度】	16,879	—	9,615	—	26,494	—

※令和6年度の数值はまだ確定していません。

③ 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

市では、計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減目標を達成するため、各種取り組みを主体的かつ積極的に推進し、庁内推進組織の設置や職員に対する研修の実施、地球温暖化に関する情報提供、温室効果ガスの排出量削減目標に対する進捗状況の点検と「広報あさか」及び市ホームページで公表を行っています。

排出を直接抑制するためのおもな取り組み	排出の抑制に配慮したおもな取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減 冷暖房の適切な使用、不必要な照明の消灯、その他の節電 ・燃料使用量の削減 公用車の使用の抑制及び適正な運転や管理、公用車の買い換え時の低公害車等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した物品の購入・紙類の使用量の抑制 ・リサイクルの推進・廃棄物の削減 ・水道水の節約 ・環境に配慮した建設工事の推進 環境配慮型施工方法の採用、建設副産物の抑制対策、再生可能エネルギー及び省エネシステムの推進

④ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」への対応

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するために平成21年に施行され、事業者単位で合算してエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者に対して、報告の作成を義務付け、事業所ごとに削減目標を定めています。

朝霞市では、市、教育委員会、クリーンセンターの3つに分けて報告を行っています。

⑤ 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）等への対応

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」は、エネルギー使用の合理化をより一層推進するために、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量（エネルギー原単位）の報告及び年間1%以上の削減を求めています。

市、教育委員会が特定事業者となり1,500キロリットルを越えるクリーンセンターがエネルギー管理指定工場等に指定され、国に対し、エネルギー使用量の報告等を行っています。

⑥ 地球温暖化対策等の促進

本市では、市民や事業者が地球温暖化防止に向けた取り組みや活動を行っていただくための啓発や支援等を行っています。

- ・創エネ・省エネ設備設置費補助事業
- ・地域リサイクル活動推進補助事業

2 水の有効利用

(1) 節水の啓発

(2) 雨水の利用

雨水の再利用を推進するため、平成27年度から住居に設置する雨水利用設備に対して、その費用の一部を補助しています。補助制度開始当初から令和6年度までに計31件の補助を行いました。

【雨水貯留槽設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	設置容量 合計値
令和6年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	2件	37,000円	400ℓ
令和5年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	1件	6,000円	115ℓ
令和4年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	1件	20,000円	200ℓ

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1 環境に配慮した移動手手段の推進

(1) 歩道、自転車利用環境等の充実

- ① 放置自転車対策の推進
- ② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車（EV）用急速充電器をご利用ください！

市では、大気環境の改善や地球温暖化対策の一環として、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を推進するため、市役所の駐車場内に電気自動車用の急速充電器を設置しています。

なお、平成25年度から設置していた一般駐車場内の急速充電器（1基）は令和3年11月1日に老朽化のため撤去し、新たに令和4年2月1日から市役所公用車駐車場内に急速充電器1基（2台同時充電可能）を設置しました。



電気自動車用急速充電器（充電カード式）令和4年2月1日～

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：24時間

利用料：充電カードあり…充電カード発行元が設定する料金
充電カードなし…1回550円（税込み）

【市設置電気自動車（EV）用急速充電器利用状況】

年度	利用可能日数	充電量（kWh）	充電回数	うち一般充電回数
令和6年度	356	15,159.2	1,684	1,667
令和5年度	360	15,993.6	1,737	1,727
令和4年度	359	9,882.3	1,086	1,072

問合せ／環境推進課 環境対策係 048-463-1512

2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備

- (1) 広域交通ネットワーク形成
- (2) 公共交通機関の利用環境の充実
 - ① 鉄道利便性向上
 - ② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1 廃棄物の排出抑制の推進

- (1) 3Rの推進
- (2) 生ごみの減量化
- (3) 食品ロス削減
- (4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実
- (5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導

2 資源化の推進

- (1) 地域リサイクル活動の推進（再掲P ）
- (2) 廃棄物の資源化の促進

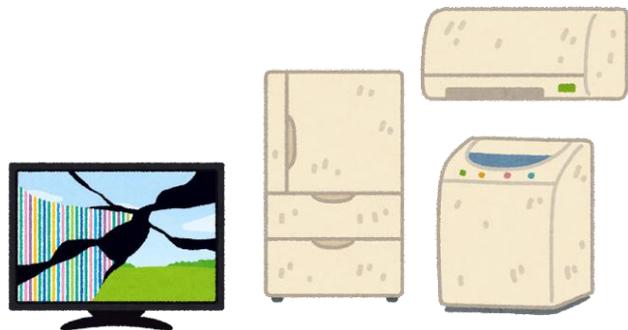
家電リサイクル法対象品目の処分方法

家電リサイクル法で決められた対象機器の「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目はメーカー等が回収し再資源化するため、廃棄方法が法律で定められており、粗大ごみとして出すことはできません。また、処分にはメーカーごとに決められたリサイクル料金がかかります。処分方法は以下の3つのいずれかになります。

- ①家電販売店や買い替え店に引取りを依頼する（リサイクル料金と回収を依頼する場合は収集運搬料金がかかります）。
- ②市の許可業者に依頼する（リサイクル料金と収集運搬料金がかかります）。
- ③ご自身で指定引取場所へ持ち込む（リサイクル料金がかかります。お持ち込みされる前に御自身でリサイクル券を準備してください。リサイクル券については、一般社団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページをご参照ください）。



一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター
ホームページ



3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 適正処理の推進

3-5 気候の変化に備える

世界の気候変動の影響評価を行う政府間組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によると、厳しい地球温暖化対策を最大限実施した場合でも、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。

近年、日本では、大型台風の出現頻度や短時間豪雨の増加が生じており、その多くは気候変動の影響が指摘されています。これらの影響に備えるための「適応策」を進めることが不可欠となっています。

本市においても、気候変動による影響は、今後も様々な分野で顕在化すると考えられ、真夏日や熱帯夜の増加による熱中症リスクへの対策、大雨に伴う水害への対策、市街地でのヒートアイランド対策など、分野横断的に対策を進めています。

1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発

(1) 気候変動に関する影響の把握

水質や動植物のモニタリング調査などにより、気候変動の影響と考えられる変化を把握します。

(2) 適応策に関する普及啓発

地球温暖化は地球全体での平均気温の上昇のみならず、海水の膨張や氷河の融解による海面の上昇、大雨や台風の頻発など、様々な気候変動を生じさせつつあると考えられており、猛暑や数十年に一度といわれる大型台風・集中豪雨が発生し深刻な被害をもたらしています。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策に加え、すでに生じている気候変動の影響を回避・軽減するための対策に取り組む必要があります。なお、気候変動の影響は、地域の特性によって大きく異なるため、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要となっていることから、市では、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市気候変動適応計画」を策定しました。この計画を踏まえ、気候変動の影響や適応の必要性、適応策について、広報やホームページ等により普及啓発を行います。

【朝霞市気候変動適応計画】

計画期間	令和4年度～令和13年度 (10年間)
------	------------------------

2 気候変動への適応策の推進

(1) 農業分野

(2) 水環境・水資源分野

(3) 自然生態系分野

気候変動に伴い様々な外来生物が埼玉県内に定着しています。その中で私たちや日本古来の在来生物に影響を与える生物がいます。例えば、オーストラリア原産のセアカゴケグモのメスは毒を持っていて、咬まれると脱力感、筋肉痛、頭痛などの全身症状が現れることがあるので注意が必要です。また、アジアに広く分布しているクビアカツヤカミキリは桜や桃の木を、中国や朝鮮半島原産のツヤハダゴマダラカミキリはリンゴやナシの木の樹木内部を食

害します。被害が進行すると樹が壊死し、倒木等が生じる危険性があります。市では、外来生物の定着による在来生物への影響を把握するため、市民・市民団体からの情報の収集に努めるとともに、防除等の啓発についてホームページ等を通じて行っています。

(4) 自然災害分野

台風や大雨による浸水被害を受けたときの消毒

台風や大雨による浸水によって、泥などの汚れが臭いものになる可能性があります。そこで、被害を受けたときは、できる限り泥を洗い流し、よく乾燥させることが大切です。

通常は、洗浄と乾燥で十分ですが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行いましょう。なお、泥などの汚れが残ったままでは、消毒薬の効果が期待できなくなりますので、消毒の前に洗浄と乾燥をしっかり行うのが大切です。



《家の中の消毒》

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム^{じあえんそさん}0.02パーセント溶液）にタオルやふきんを浸し、軽くしぼったもので拭いて消毒をします。次亜塩素酸ナトリウムは、漂白作用があるので、色落ちしては困る場所は避け、金属やゴムについては仕上げに水拭きをします。次亜塩素酸ナトリウム溶液は、家庭用の漂白剤でも同様の効果があります。製品によって濃度が異なりますので、水で薄める時は製品の使用方法を確認してください。

《家まわりの消毒》

家のまわり（屋外）を消毒するときには、クレゾールをまく方法がありますが、この薬品は臭いが強いので使用には気をつけましょう。クレゾールは、薬局等でお買い求めの上、使用上の注意をよく確認してください。

👉 手洗いを忘れずに！！

洗浄と乾燥、消毒をしたら、ご自身の感染症予防のために、必ず石けんなどで手を洗いましょう。

- ◎ ご自身で消毒することが困難な場合、状況によっては市職員を派遣し消毒いたします。

問合せ：環境推進課 048-463-1504



【市が実施した消毒件数】

年度	内訳	合計件数
令和6年度	集中豪雨486件（R6.7.7ほか）	486件
令和5年度	集中豪雨40件（R5.6.3）	40件
令和4年度	—	0件

（5） 健康分野

気温が高くなり光化学スモッグ注意報が発令された時は、所管施設への情報提供を行っているほか、ツイッターや防災行政無線により迅速な周知を図ります。また、光化学スモッグが発生しやすい時期になる前に、広報あさかで市民に対し、光化学スモッグについての注意喚起の啓発に努めます。

（6） 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等）

地球温暖化の影響により、気候の変化が大きくなっております。地球温暖化対策として過度な冷暖房に頼らず快適に過ごせる軽装や取り組みを促すライフスタイル「クールビズ（COOL BIZ）」や「ウォームビズ（WARM BIZ）」に取り組んでいただくよう周知を行います。

環境目標4 パートナーシップによる環境活動の推進



みんなで環境を学び、考え、取り組むまち

4-1 環境についてみんなで学ぶ

1 環境教育や環境学習の機会の提供

市民一人ひとりが日常生活と環境との関わりについて理解し、生活環境の保全や自然保護に配慮した環境教育を推進していくために、学校、教育委員会及び市がそれぞれの役割で、効果的な環境教育基盤の整備に努めています。

(1) 環境教育や環境学習の機会の提供

① 環境教育

○ 「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としています。

参加料や会費は無料で、こどもエコクラブに団体登録すると、活動に役立つツールがもらえたり、自分たちの活動をPRすることができたり、活動を続けることで「アースレンジャー認定証」を手に入れることができます。

【登録方法】

一緒に活動する仲間（3歳～18歳）と、活動を支える大人（18歳以上）を集めてクラブをつくり、登録します。※子ども1人+大人1人から登録可能です。下のQRコードを読み取り、新規・継続登録フォーム（こどもエコクラブホームページ）で登録するか、JEC登録用紙を環境推進課までFAX（048-467-0770）でお申込みください。



こどもエコクラブホームページ

○ 「あさか環境かるた」で環境学習しましょう！

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決するためには、一人ひとりが考え、行動を起こす必要があります。そこで子どもから大人まで分かりやすく、楽しみながら環境について学んでもらえるよう、「あさか環境かるた」を作成し、市ホームページに掲載しています。

ホームページには文字ごとに、市や県、国などの関連するホームページなどのリンクが掲載されているので、環境に関する学習を深めることができます。

また、実際に「あさか環境かるた」を印刷して、かるたとして遊びながら学習することもできます。

かるたの白紙様式もあるので、自分のオリジナル環境かるたを作成することもできます。

あなたにあった学習方法で楽しく環境について学び、生活に活かしてみてください。



あさか環境かるたホームページ



読み札



絵札



解説

② 環境教育の支援

③ 環境学習への支援

例年、夏休みに開催される「黒目川・川まつり」（黒目川・川まつり実行委員会主催）は、身近な環境である黒目川に親しみながら、川の水を守ることの大切さなどを学ぶ場として、市も協力しています。

④ 市民団体の環境保全活動支援

○ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働

○ あさか環境市民会議との協働

市の環境に関する施策を総合的、計画的に推進していくために策定した「朝霞市環境基本計画」に基づく「(仮称)朝霞環境フォーラム」の設立準備委員会が平成15年12月に発足しました。その後、この会の名称を「あさか環境市民会議」とすることとし、設立後は独立した団体として市民等が中心となって運営することが決定されました。

平成16年6月20日には設立総会が開催され、「あさか環境市民会議」が発足し、活動を実施しています。

令和6年度は、斜面林の保全活動や、団体自らが実施する事業等への支援や情報提供などを行い、自主的活動の支援をしました。

【令和6年度の主な取り組み】

運営会議	12回	市民会議の運営について具体的に検討しています。また、視察研修や各専門部会の開催内容等についても、この場で話し合われています。会員の意見はこの場に集約されるようになっています。
定期総会	1回	第21回定期総会を開催し、前年度の事業報告及び決算報告、また、今後の事業計画、予算案について審議を行い、会員に承認されました。
自然に関する取り組み	43回	岡斜面林、宮戸斜面林、根岸台自然公園・根岸台里山再生林において、雑木林の枝打ち、間伐、下草刈りなどの保全活動を実施するとともに、生息する昆虫や動植物の観察会を実施しました。
生活環境に関する取り組み	4回	6月に身近な水環境の全国一斉調査、11月に黒目川クリーンエイド&プラごみゼロと、12月に黒目川エコ探検、1月にガンカモ全国一斉調査を実施しました。
広報に関する取り組み	都度	市民会議が運営するホームページに活動予定及び、里山活動のブログを更新しました。



あさか環境市民会議ホームページ

⑤ 環境情報の収集と発信

環境問題に対する理解を深めていただくため、広報や市のホームページに環境関連の記事を掲載するとともに、年次報告書「朝霞の環境」及び「朝霞市環境基本計画実施計画」を作成し、その周知と啓発に努めました。

年度	環境政策に係る報告書の発行
令和6年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画5年度実績版）
令和5年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画4年度実績版）
令和4年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画3年度実績版）

⑥ 環境美化活動功労者を表彰

多年にわたり地域の環境美化・清掃美化に尽力された個人・団体の功績をたたえ、令和6年度は1人・1団体に対し、環境美化活動功労者として市から感謝状を贈呈しました。

【令和6年度 環境美化活動功労者】（敬称略）

氏名	活動年数
ゆうげんがいしゃ 有限会社 かぶらぎねんりょうてん 無木燃料店	15
うえ たけ のぼる 植竹 登	8



環境美化活動功労者の皆さん

【環境美化活動功労者数】

年度	団体数・人数
令和6年度	1人・1団体
令和5年度	6人
令和4年度	—

⑦ 環境美化ポスターの募集&入選者表彰

子どもたちに環境美化に対して関心を持ってもらうため、市内の小学3年生・6年生を対象に、「ポイ捨て」対策、「路上喫煙」対策、そして「犬のフン尿」対策というテーマでポスターを募集しました。

令和6年度は、272点の応募があり、11点の入選作品が選ばれ、令和6年11月7日（月）に表彰式を行いました。入選作品は、令和6年12月中は産業文化センター2階ホール（図書館分館前）、また、埼玉りそな銀行朝霞支店敷地内、令和7年1月中は市役所1階ロビー市民ホールに展示しました。また、入選作品を啓発看板にして市内（北朝霞・朝霞台駅周辺、黒目川各橋、ドッグラン）に設置し、市民の環境美化意識の向上を図りました。

【環境美化ポスター 応募数】

令和6年度	272点（3年生 158点、6年生 114点）
令和5年度	251点（3年生 149点、6年生 102点）
令和4年度	229点（3年生 130点、6年生 99点）



入選された児童の皆さん

【環境美化ポスター 入選作品】



①後藤 みのりさん(朝五小3年)



②西村 つゆき 紘さん(朝五小3年)



③白木 登和子さん(朝六小3年)



④木崎 はるか 遙さん(朝七小3年)



⑤武田 陽汰さん(朝九小3年)



⑥船橋 みゆ 美結さん(朝十小3年)



⑦後藤 ひなたさん(朝五小6年)



⑧橋爪 りさ 梨沙さん(朝六小6年)



⑨武政 みり 実莉さん(朝六小6年)



⑩大槻 かな 香奈さん(朝九小6年)



⑪長谷川 公亮さん(朝九小6年)

2 環境情報の発信と普及啓発

(1) 環境情報の収集と発信

① きれいなまちづくり運動（再掲P ）

② イベント等の収集と発信

環境推進課では環境に関する学びやイベント等の情報収集を行い、広報・ホームページ・X（旧：Twitter）を通じて市民の方へ周知を行っています。

令和6年度は、きれいなまちづくり運動のお知らせや報告、環境月間に関すること、あさか環境かるた、ボランティア団体のイベント等について、広報あさか32回、X（旧：Twitter）86回、周知を行いました。



朝霞市役所 環境推進課
@kankyousuisin

ごみのないきれいなまちに！
10月27日(日)に「秋のきれいなまちづくり運動」として市内一斉清掃を実施しました。市民の皆様をはじめ、自治会・町内会など多くの方々のご協力で、朝霞市内がきれいになりました。ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました！
#朝霞 #きれいなまちづくり #清掃

朝霞市役所 環境推進課
@kankyousuisin

【第29回黒目川川まつり】
7月14日(日)午前10時～午後2時、黒目川川まつりが開催されます！！
詳細は画像をご覧ください。詳細は画像をご覧ください。広報7月号にもお知らせを掲載しています。

ご来場お待ちしております。 ※小雨決行、増水時中止。中止の場合は、このアカウントでもお知らせします。

#朝霞市 #川まつり

朝霞市役所 環境推進課
@kankyousuisin

明日から「環境月間」が始まります。「環境配慮行動（環境に優しい行動）」につながる取組等を紹介し、私たちの未来のために身近なことから取組んでいきましょう。

- ・環境月間 city.asaka.lg.jp/soshiki/14/6ka...
- ・環境配慮行動 city.asaka.lg.jp/soshiki/14/hai...
- ・環境省 env.go.jp/guide/envmonth/

#朝霞市 #環境月間

朝霞市役所 環境推進課
@kankyousuisin

【地球温暖化防止月間パネル展開催中！～12月27日正午頃まで】
市役所1階ホールと産業文化センター2階ロビーで地球温暖化防止月間パネル展示を実施しています。皆様ぜひご覧ください。
#朝霞市 #環境 #地球温暖化 #地球温暖化防止月間 #パネル展

朝霞市役所 環境推進課
@kankyousuisin

【あさか環境かるた】
もうすぐ梅雨の時期となりますが、家の中で過ごすなら「あさか環境かるた」で遊んでみませんか？
このかるたで遊ぶと、環境と朝霞のことを楽しみながら学べます。雨の日のお供に、ぜひ遊んでみてください。

#朝霞 #環境 #あさか環境かるた city.asaka.lg.jp/soshiki/14/kan...

- ③ 文化財施設での活動
- ④ リサイクルプラザでの環境学習・活動事業等の普及（再掲 P ）
- ⑤ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携充実・支援（再掲 P ）

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

1 市民団体の環境保全活動支援

(1) 市民団体の環境保全活動支援

- ① あさか環境市民会議との協働（再掲P ）
- ② 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働（再掲P ）
- ③ 市民活動への支援
- ④ 環境基本計画の推進

○ 環境基本計画の概要

市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、令和4年3月「第3次朝霞市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とし、市、市民・市民団体、事業者の相互の連携と協働により、「住み良い環境づくり」の実現を目指すものです。

○ 環境基本計画実施計画

この実施計画は、「第3次朝霞市環境基本計画」に定めた基本理念、環境目標、施策の方向、施策の展開に基づいて、市が今後実施すべき環境行政施策を具体化し、年度別の目標を示した計画です。

⑤ 朝霞市環境審議会

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市環境審議会」を設置しています。審議会は、市長が委嘱する16名以内の委員で構成されており、環境基本計画に関する事項及びその他環境保全等に関する基本的事項についての調査審議を、原則として公開制で行っています。

【朝霞市環境審議会活動報告】

(令和6年度)

回数	開催日・開催場所	会議内容
第1回	令和6年7月30日 朝霞市役所 501会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 正・副会長の選出について・ 朝霞の環境（令和5年度環境推進課所管分）について・ その他
第2回	令和6年10月31日 朝霞市役所 2階全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・ 朝霞の環境（令和5年度年次報告書）（案）について・ 第3次朝霞市環境基本計画実施計画（令和5年度実績版）（令和4年度～令和7年度）（案）について・ その他

朝霞市環境審議会委員名簿（令和6年度）

（敬称略）

氏名	経歴・所属団体等
ごん じゅんいち 純一	朝霞市議会議員
みやばやし さとみ 宮林 智美	朝霞市議会議員
まつ むら たかし 松村 隆	一般社団法人 持続可能社会推進コンサルタント協会 参与 前芝浦工業大学システム理工学部教授
おじま まちこ 小島 真知子	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
こばやし けいた 小林 敬太	本田技研工業(株) 二輪・パワープロダクツ事業本部
おの であ たけし 小野寺 健	(株) 武蔵野種苗園 造園事業部 埼玉支店
おおはた そうひろ 大畑 宗浩	朝霞市商工会 理事
おの けいぞう 小野 敬三	朝霞市自治会連合会 副会長（霞ヶ丘親睦会会長）
ほんだ きょうこ 本田 杏子	市民
あべ えみこ 阿部 英美子	市民
まつなが けんじ 松永 健司	あさか環境市民会議 会長
ひらつか ちかこ 平塚 知嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会 会長
て づか すすむ 手塚 晋	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
いわがみ かずひろ 岩上 和弘	朝霞警察署 生活安全課 課長代理
ゆ お あきら 湯尾 明	朝霞保健所 所長

令和7年3月31日現在

⑥ 朝霞市住み良い環境づくり連絡委員会

「第3次朝霞市環境基本計画」を総合的・計画的に推進するために、各部から選任された庁内の横断的組織であり、環境施策の総合調整を行うとともに、計画の推進状況を把握し、点検評価を行います。

2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

(1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

① 環境に関する市民団体

(2) グランドワーク活動

第3章

用語解説

1 用語解説

【あ行】

・アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年から原則製造等が禁止されています。

アスベストは、その繊維が極めて細いため、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、法律などで予防や飛散防止等が図られています。このアスベストの繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られており、この健康被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。

・うすいしんとう雨水浸透

雨水が地表から地中に浸透する現象を「雨水浸透」といい、こうして地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として有効活用することを目的としている場合もあります。

この雨水浸透を積極的に図る設備として、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等があります。

・おくじょうりょくか屋上緑化・へきめんりょくか壁面緑化・みどり緑のカーテン

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化することをいい、同様に、建物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。また、建物の外壁にネット等を固定し、ツル性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）を這わせてカーテンのようにしたものを、緑のカーテンといいます。こうした緑化設備は、緑化土壌の断熱作用や植物自体が日射を遮ることによる屋内の温度上昇抑制や省エネ効果だけでなく、植物の蒸散作用によって屋外空間の温度上昇を緩和する効果もあります。

・オープンスペース

公園、広場、緑地などの建築物のない一定の地域的広がりであって、その非建ぺい性、植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるものをいいます。

・おんしつこうか温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを吸収して熱された地表面は、赤外線として熱放射をします。大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、地球温暖化と密接な関係を持っています。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定義されています。

ガスの種類	主な発生源など	性 質
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが9割以上を占めている。	無色、無臭の気体。化石燃料の燃焼などに起因して、年々増加しており、地球温暖化への影響が極めて大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の焼却からも発生する。	無色、無味、無臭、常温で引火性の気体。天然ガスの主成分で、よく燃える。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	無臭の気体で、成層圏では酸素原子と反応して消滅するが、対流圏ではほとんど消滅しない。数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	炭素、水素、フッ素からなる物質の総称で、化学的安定性に優れ、可燃性は低い。オゾン層の破壊性は少ないが、温室効果が高い。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体に電子回路を刻み込むエッチングや、エッチング後の洗浄などに使用されている。	炭素のまわりにフッ素が結合した化合物で、化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高く、大気中の寿命も長い。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	無色、無臭の気体で、熱的・化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高い。フロンより優れた電気絶縁性を持つ。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて使用されている。	無色、無臭の気体で不燃性であるが、助燃性がある。温室効果は高いが、大気中に占める割合は少ない。

【か行】

がっぺいしよりじょうかそう ・ 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽（沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設）をいいます。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

かんきょうきじゆん ・ 環境基準

環境基本法において「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」と定められています。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なります。

かんきょうふか ・ 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをさします。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

かんきょう ・ 環境ホルモン

有機塩素系化合物、ノニルフェノール、DDT、クロルデンなど、環境中に存在して、人や野生生物の生体内にとりこまれた際に、ホルモンのように作用して内分泌系をかく乱して生物にとって有害な影響を与える化学物質の俗称として用いられています。

• 旧 暫定逆線引き地区 きゅうざんていぎゃくせんびき ちく

「暫定逆線引き」は、埼玉県が昭和59年に導入した制度で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていない区域を対象に、用途地域を残したまま、いったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、計画的な市街地整備が確実となった時点で市街化区域へ戻す方式です。平成15年に埼玉県が策定した区域区分の見直しに関する基本方針において、暫定逆線引きの制度が廃止されました。そのため、暫定逆線引き地区となっている地区は「旧 暫定逆線引き地区」となりました。

【た行】

• ダイオキシン類 るい

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、自然分解されにくく、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。発がん性、生殖機能の異常を引き起こすなどの可能性が指摘されています。

• 単独処理浄化槽 たんどくしよりじょうかそう

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽をいいます。現在は、新規設置が認められていません。

• 地球温暖化 ちきゅうおんだんか

二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象が生じることをいいます。

• 低公害車 ていこうがいしゃ

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。

• 特別緑地保全地区 とくべつりょくちほぜん ちく

特別緑地保全区は、建築行為など一定の行為を制限することにより、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、歴史的・文化価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのため動植物の生息地、生育地となる緑地等の保全を図り、都市における良好な自然環境を維持するため、都市緑地法によって指定したものの。

【な行】

• 二酸化窒素 (NO₂) にさんかちっそ

赤褐色で、特異な刺激性の臭いがする気体で、呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱め、呼吸器系統等に影響を与えます。物が燃焼する際に一酸化窒素 (NO) が発生し、空気に触れることによって二酸化窒素になります。

【は行】

・ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。

・^{びしょうりゅうじじょうぶつ}微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している2.5 μm (1 μm は1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことをいいます。このPM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

・^{フイツーエイチ}V2H

V2Hはビークル・トゥ・ホームの略で、家庭から電気自動車へ、電気自動車から家庭へ双方向で電力を供給できる機器です。

日中に太陽光発電による電力を電気自動車に蓄電し、夜間にその電力を家庭で使用すれば温室効果ガスの排出削減につながります。また、停電時にも電気自動車に蓄電した電力を家庭で使用することができます。

・^{へむす}HEMS

HEMSはホームエネルギーマネジメントシステムの略で、家庭で使用する電気やガス等を見える化するもので、いつどの機器が電力を消費していることが分かる機器です。

設置することで、省エネルギーへの動機付けや対策をとりやすくすることができます。

・^{ほごちく}保護地区・^{ほごじゅもく}保護樹木

市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために、朝霞市緑化推進条例に基づいて指定した地区及び樹木のことをいいます。

保護地区は、樹木が集団で生育している土地で、その面積が300 m^2 以上であるか、または樹木のある神社・寺院の境内であること、保護樹木は、高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.0m以上であるもの、または樹形が特に優れているものを指定の基準としています。

【や行】

・ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。

朝霞の環境

(令和6年度年次報告書)

令和7年 月発行

発行・編集・印刷製本
朝霞市市民環境部環境推進課
〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
電 話 048-463-1504 (直通)
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>